

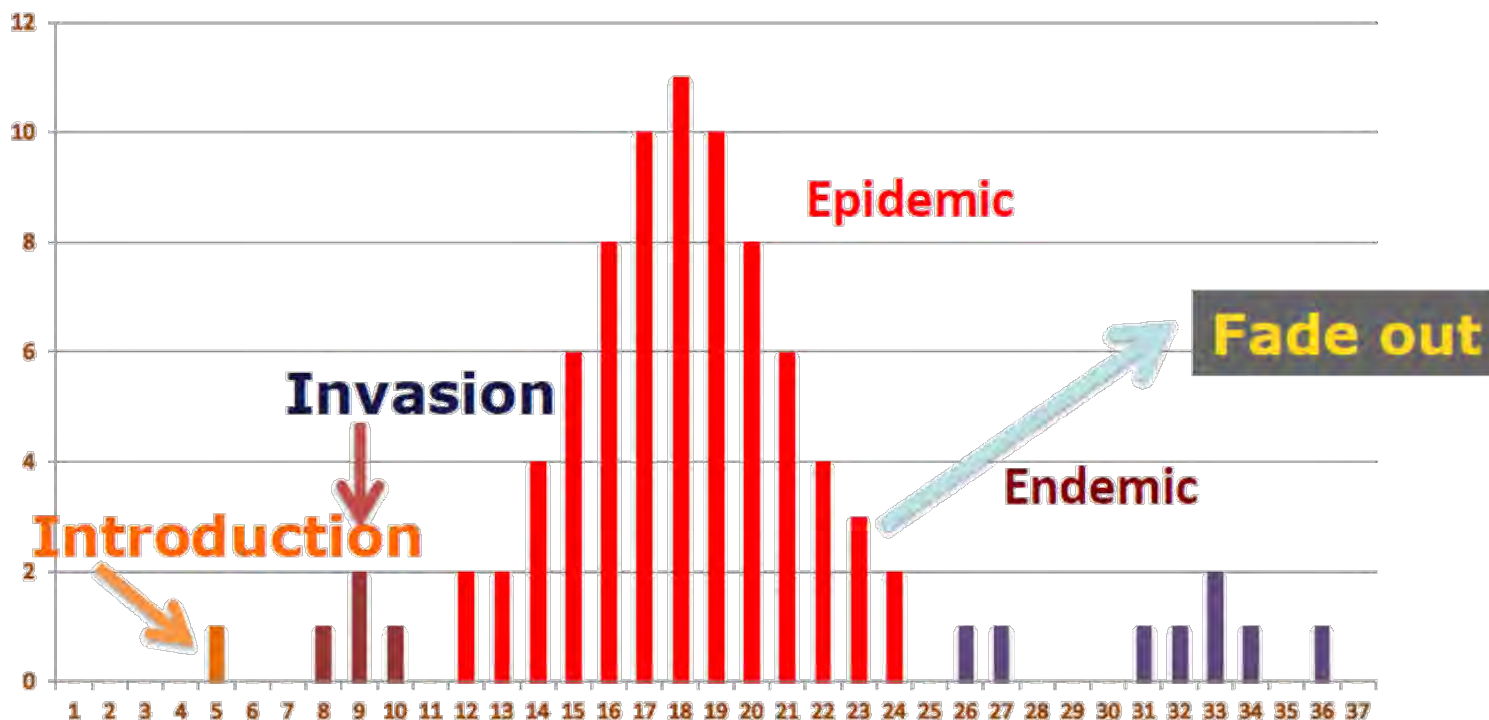
3. 諸外国でのASFの防疫措置

(1) 共通する初動防疫措置

- ・防疫区域の設定
- ・死体発見・処理
- ・感染イノシシの拡散阻止
- ・管理下での捕獲推進

3. 諸外国での対応

(2) 欧州での対応：概要



初期に発見した場合

- ★小さな地域は管理が容易で、根絶の確率が高い
- ・死亡個体の報告・除去
- ・捕獲／殺処分は、感染動物がまだわずかしか存在しないときにのみ
- ・定められた管理およびバイオセキュリティ対策の遵守

感染急増期に発見した場合

- ★耐える
- ・捕獲／殺処分しない！
- ・発見された死体の検査
- ・データ収集を正確にする
- ・捕獲・殺処分よりも、死体の除去がより重要！

まん延期の対応

- ・ウイルスの消失を観察
- ・感染したイノシシの駆除
- ・バイオセキュリティ対策

捕獲／殺処分は、最後の感染動物を除去する意識

3. 諸外国でのASFの防疫措置

(2) 欧州での対応：留意点

野生イノシシをめぐる地理的・制度的状況の違いがある。



欧州の特徴

- 森林率が20%程度
- 丘陵地域が多い
- 森林整備が進んでおり森林構造、森林構成がやや単調
- 野生イノシシ：土地所有者のもの



日本の特徴

- 森林率が約68%
- 高標高地域も地域多く地形が複雑（傾斜地も多い）
- 欧州にはないササやタケなども含めて森林構造が複雑
- 野生イノシシ：無主物

出典：農研機構畜産研究部門平田滋樹先生のスライドを改変

イノシシの活動範囲の制限や見通しのしやすさ等を踏まえると、日本は対策がより困難と考えられる。

3. 諸外国での対応

(2) 欧州での対応：死体探索の実際



森林（林縁および湖沼を含む）でのイノシシ死体の探索

出典：Dr. Paulius Bušauskas, Lithuanian State Food and Veterinary Service



湖沼でのイノシシ死体の回収（ボートを使用した探索と回収）

出典：Dr. Paulius Bušauskas, Lithuanian State Food and Veterinary Service



出典：Prof. Alvydas Malakauskas, Lithuanian University



出典：Dr. Paulius Bušauskas, Lithuanian State Food and Veterinary Service

森林でのイノシシ死体の回収と搬出
（消毒しながらの搬出など、衛生対策の確保）

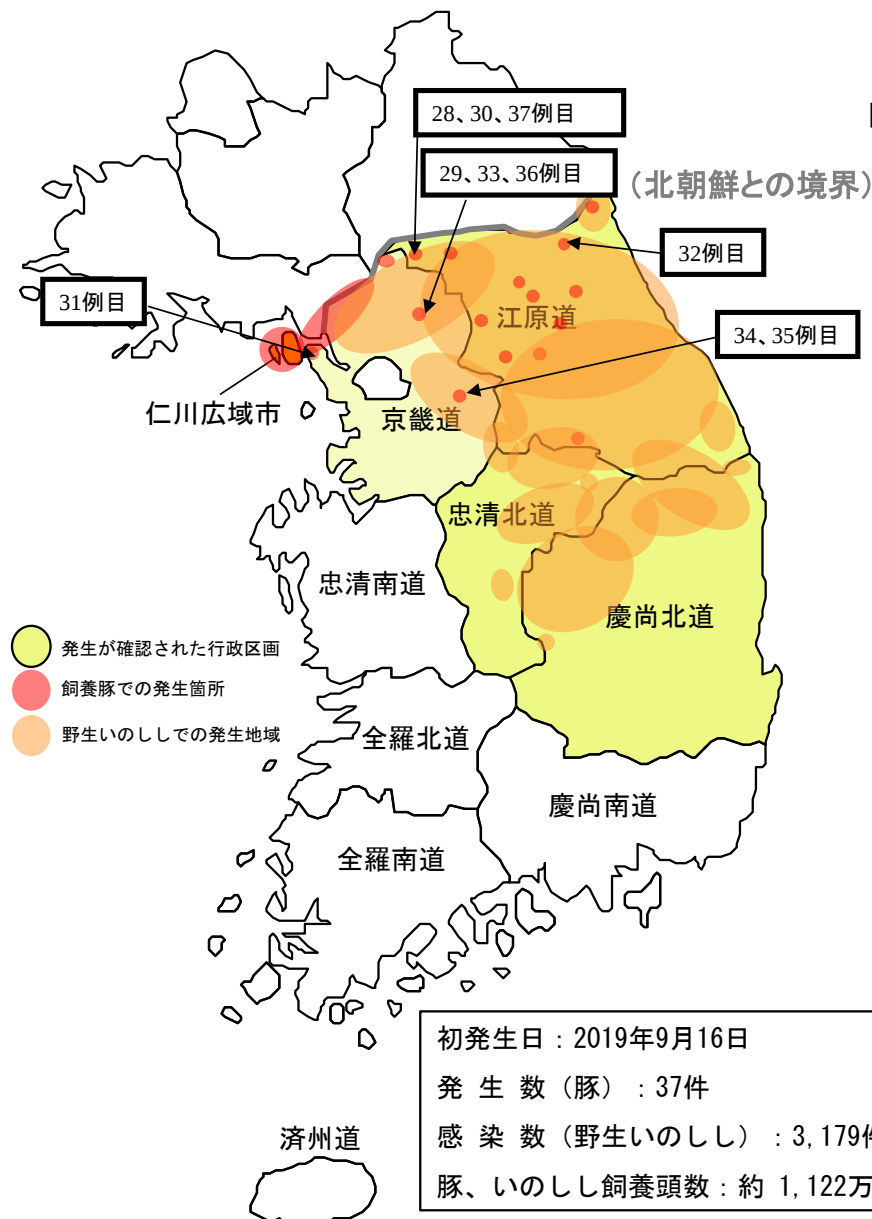
出典：農研機構畜産研究部門平田滋樹先生のスライドを改変

3. 諸外国での対応

(3) 韓国での対応：発生・感染状況

【飼養豚での事例】

事例	発生日	発地域
1	2019/9/16	京畿道坡州市
2	2019/9/17	京畿道漣川郡
3	2019/9/23	京畿道金浦市
4	2019/9/23	京畿道坡州市
5	2019/9/24	仁川広域市江華郡
6	2019/9/25	仁川広域市江華郡
7	2019/9/25	仁川広域市江華郡
8	2019/9/26	仁川広域市江華郡
9	2019/9/26	仁川広域市江華郡
10	2019/10/1	京畿道坡州市
11	2019/10/1	京畿道坡州市
12	2019/10/2	京畿道坡州市
13	2019/10/2	京畿道金浦市
14	2019/10/9	京畿道漣川郡
15	2020/10/8	江原道華川郡
16	2020/10/9	江原道華川郡
17	2021/5/4	江原道寧越郡
18	2021/8/7	江原道高城郡
19	2021/8/15	江原道麟蹄郡
20	2021/8/25	江原道洪川郡
21	2021/10/5	江原道麟蹄郡
22	2022/5/26	江原道洪川郡
23	2022/8/18	江原道楊口郡
24	2022/9/18	江原道春川市
25	2022/9/19	江原道春川市
26	2022/9/28	京畿道金浦市
27	2022/9/28	京畿道坡州市
28	2022/11/9	江原道鉄原郡
29	2023/1/5	京畿道抱川市
30	2023/1/11	江原道鉄原郡
31	2023/1/22	京畿道金浦市
32	2023/2/11	江原道襄陽郡
33	2023/3/19	京畿道抱川市
34	2023/3/29	京畿道抱川市
35	2023/3/31	京畿道抱川市
36	2023/4/13	京畿道抱川市
37	2023/7/18	江原道鉄原郡



2023年8月15日時点

【野生イノシシでの事例】（単位：件）

京畿道	坡州市	100
	漣川郡	418
	抱川市	94
	加平郡	62
	鉄原郡	37
江原道	華川郡	426
	春川市	222
	楊口郡	81
	麟蹄郡	158
	高城郡	12
	寧越郡	237
	襄陽郡	36
	江陵市	108
	洪川郡	63
	平昌郡	45
	束草市	1
	旌善郡	170
	横城郡	63
	三陟市	90
	原州市	80
忠清北道	太白市	15
	東海市	8
	丹陽郡	151
	堤川市	85
	報恩郡	73
慶尚北道	槐山郡	12
	陰城郡	1
	忠州市	98
	尚州市	76
	蔚珍郡	41
	聞慶市	62
	栄州市	10
	醴泉郡	10
	奉化郡	21
	盈徳郡	8
	安東市	5
合計		3,179

初発生日：2019年9月16日

発生数（豚）：37件

感染数（野生いのしし）：3,179件

豚、いのしし飼養頭数：約 1,122万頭

※ 韓国当局公表資料等の情報を元に作成
飼養頭数：FAO統計（2021）による

3. 諸外国での対応

(3) 韓国での対応

- ・サーベイランスの強化
- ・死体捜索・処理の徹底
- ・死体周辺の他のイノシシの接触防止対策（フェンス）
- ・駆除
- ・イノシシの移動抑制（フェンス）
- ・関係者・市民への啓発

＜韓国のポイント＞

- ・地形等の生息環境からは、韓国の方が日本の状況に近い。
- ・韓国では、イノシシで「まん延」している状況。
- ・地続きでのウイルスの侵入。

3. 諸外国での対応

(3) 韓国での対応

환경부 국립야생동물질병관리원 국립공원공단 야생동물관리협회

아프리카 돼지열병(ASF) 확산예방을 위한 산행시 행동요령

- 산행 전**
방문지역 ASF 발생여부 확인하기 (wadis.go.kr)
- 산행 중**
정해진 등산로만 이용하기
- 산행 중**
음식을 버리지 않기
- 산행 중**
폐사체 발견 시 접근하지 말고 신고하기 • 신고시 포상금 지급
- 하산 후**
신발을 깨끗이 털고 소독하기
- 하산 후**
귀가하여 신발 세척 및 등산복 세탁하기
- 하산 후**
1주일 간 양돈농가 방문 및 축산관계자 접촉금지

아프리카돼지열병(ASF)
돼지와 동물에게만 감염되는 바이러스 질병으로 쉽게 전염되고 치사율이 높아 멧돼지 생태 및 양돈농가에 큰 피해를 줍니다 (ASF: African swine fever)

아프리카돼지열병(ASF) 확산 차단을 위한 국민여러분의 적극적인 협조 부탁드립니다!

◆ 신고처: 통합콜센터 110, 국립야생동물질병관리원 062-949-4323, 4340, 지자체 환경과: []

* 이 포스터는 친환경잡지를 사들여 제작하였습니다

멧돼지 아프리카돼지열병 확산 차단! 국민여러분의 적극적인 신고가 중요합니다!

▲ 아프리카돼지열병(African Swine Fever, ASF)이란?
- 돼지과(사육돼지, 멧돼지)에서만 발생하는 바이러스성 질병으로, 바이러스의 생존성이 강하고 치사율이 높음
- 멧돼지도 감염되어 폐사할 수 있으며, 폐사체는 바이러스 전파의 모염원이 될 수 있음
* 아프리카돼지열병은 사람에게 감염되지 않음

이럴 때 신고하세요!

1. 멧돼지가 살아 있으나 잘 움직이지 못하는 경우
2. 죽어 있는 멧돼지를 발견한 경우

* 산행중 부패한 냄새가 심하게 나면 주변에 폐사체가 있을 가능성이 높음



(전형적인 증상: 피부가 붉은색으로 변함)

아프리카돼지열병 확진시 포상금 20만원(음성도 포상금 10만원 지급)

* 멧돼지 폐사체 검사결과 확인 후 지급, 단 1인당 연간 60만원까지만 수령가능(불법산채 시 처벌될 수 있음)

이렇게 신고하세요!

발견했을 때

- 멧돼지에 접근 및 접촉 금지
- 발견지점 주소 및 주변 상황 확인
-가능한 경우, 발견지점 나무 등에 표식
-정확한 주소를 모르는 경우,
근접지 주소나 좌표 및 현장 사진 촬영

신고하는 곳

- 정부민원콜센터 ☎ 110
- 시·군·구 환경담당부서
- 국립야생동물질병관리원
질병대응팀
☎ 032-560-7141~7155
☎ 062-949-4330-4334

신고하는 요령

- 00월 00일 00시 경에
- 00(시군구) 00(읍면동) 00번지 000부근에서
- 죽은(질병이 의심되는) 멧돼지를 발견했습니다.
- * 신고자는 000이며 연락처는 000-000-0000입니다.

멧돼지 ASF 예방 행동 요령

1. 야외 활동 시 남은 음식물을 버리거나 야생동물에게 먹이지 금지
2. 의심개체 및 폐사체 발견 즉시 신고
3. 멧돼지 폐사체 및 의심개체 접촉 금지
4. 이동통제구역 출입금지
5. 폐사체 발견후 검사결과 확인전까지 농장출입 금지



4. 基本方針の策定

(1) 防疫措置の具体化と基本方針の位置づけ

- 第2回野生イノシシ豚熱対策検討会（R4.3）で審議された方針に基づき、「**野生いのししにおけるアフリカ豚熱の浸潤状況の的確な把握と感染拡大防止のための基本方針**」を整備。
- 研究事業（RS事業30,000千円×3年）及び補助事業（県向け体制整備 11,000千円 R4補正以降も継続要求）
- 緊急事態においては、公表前であっても、案に基づく具体的措置の実施を想定。

アフリカ豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針

令和2年7月1日 農林水産大臣公表（一部変更：令和3年10月1日）

第1 基本方針

5 また、アフリカ豚熱の感染源となり、感染拡大に大きな影響を及ぼす野生いのししについては、的確にアフリカ豚熱の浸潤状況を把握するとともに、感染が確認された際には、野生いのししにおけるまん延防止及び農場へのウイルス侵入防止に万全を期す必要がある。このため、行政機関及び関係団体等は、次の役割分担の下、野生いのししのアフリカ豚熱対策に万全を期す。

- (1) 国は、**野生いのししにおけるアフリカ豚熱の浸潤状況の的確な把握と感染拡大防止のための基本方針を示す**とともに、これに即した都道府県の具体的な防疫措置を支援する。
- (2) 都道府県は、(1)の基本方針を参考に、都道府県の実情を踏まえ、野生いのしし対策を推進する。
- (3) 市町村、関係団体及び関連事業者は、都道府県が進める具体的な対策に協力する。

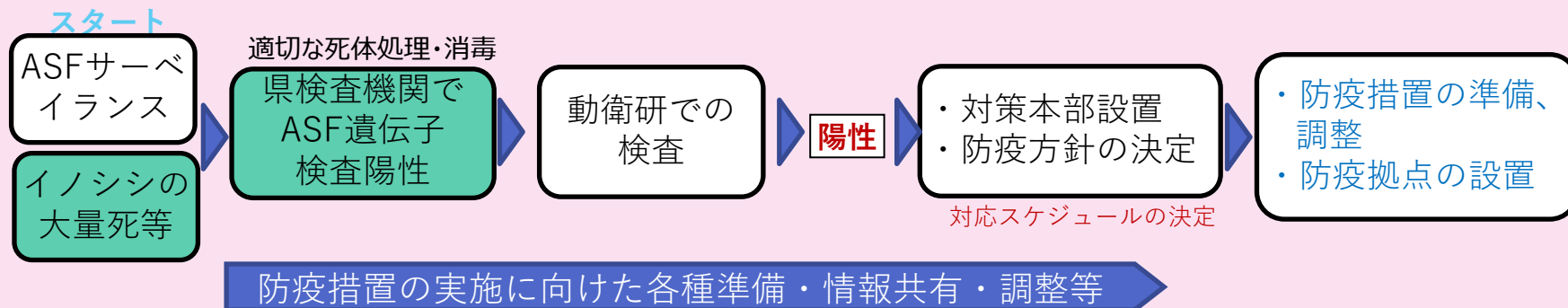
方針：感染初期で発見された場合の防疫措置

4. 基本方針の策定

(2) 野生イノシシでのアフリカ豚熱感染確認時の初動対応の流れ

～アフリカ豚熱の感染確認から防疫方針の決定・措置の準備～

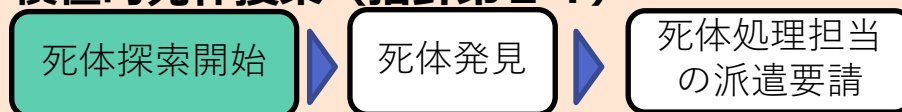
◆死体発見、県の検査（指針第17）、病性判定（指針第18）、病性判定時の措置（指針第19）



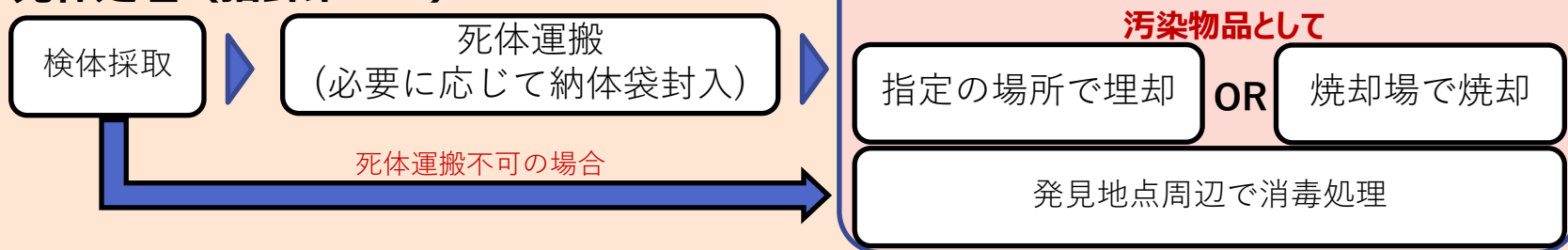
～防疫措置の実施～

◆通行制限・遮断（指針第20）、移動制限（指針第21）、消毒ポイント（指針第23）

◆積極的死体搜索（指針第24）



◆死体処理（指針第24）



4. 基本方針の策定

(3) 具体化が必要な内容例

疑う事例が生じた場合の対応

判定時の対応

通行遮断

- ・農場間伝播防止：法10条 時間制限：72時間
- ・野生動物での感染拡大防止：法25条 具体的な時間制限の記載なし
- ・設定方法は？ 解除方法は？

移動制限

- ・対象物品は？
- ・例外的な措置は？

消毒ポイントの設定

- ・歩行者用の通路での消毒ポイントは？

積極的な死体搜索

- ・方法は？
- ・組織は？

死体処理方法

- ・運搬方法は？
- ・運搬できないようなところで見つかった死体は？

感染拡大防止としての柵等

- ・設置を行う場合の考え方は？

4. 基本方針の策定

(3) 「意見照会」及び「実地演習」の反映

＜主な改修正点＞

1 都府県からの意見（のべ487件）を踏まえた修正

- ・内容のよりいっそうの具体化
- ・作業の安全性確保
- ・通行遮断の短縮規定を追加するとともに、観光登山道など早期再開に当たって
の考え方の明示等

2 現時点までの県による演習を踏まえた修正

- ・検査時間をより具体的・現実的な対応に（検体回収・検査時間の目安）
（飼養豚での検査も考慮し、柔軟な対応が必要）

令和5年9月22日

- ・基本方針案の現時点版
- ・都府県からのコメントへの返答
- ・防疫におけるタイムスケジュール（動物衛生課検討案について、栃木県での演習での検討・実地演習を反映）

5. 演習

(1) 演習実施要領の策定・演習の実施

- 基本方針の策定に先立ち、野生いのししにおいてアフリカ豚熱が確認された際の防疫対応について、各県での体制整備を兼ねた演習を本年度より実施（来年度以降も実施予定）。
- 本演習にかかる実施要領を本年6月に策定。こちらに基づき、県においてアフリカ豚熱の防疫措置に備えた演習内容について検討、農林水産省と協議の上、演習を実施する。

机上演習

野生いのししでアフリカ豚熱が確認された初動対応として、積極的な死体対応・探索といった防疫措置を行うにあたっての実行計画の策定を行う。

死体対応・探索に係る実行計画の内容

- ・スケジュール
- ・死体対応・搜索班の編成・連絡体制
- ・死体搜索の範囲
- ・死体発見時の対応
- ・必要資材の一覧

農林水産省でも必要となる資材を検討し、演習で必要になる資材リストを提供

その他、野生いのししの防疫対応で特有な対策について検討。

(例)

- ・通行の制限又は遮断
- ・消毒ポイントの設置（登山道、道路等）
- ・防護柵等設置

実地演習

野生イノシシに対する具体的な防疫措置の一環として、積極的な死体対応・探索等の具体的な防疫措置を実際に演習する。

(実地演習の実施例)

- ・防疫拠点の設置
- ・登山道での消毒ポイントの設置
- ・死体の搜索
- ・死体の対応
- ・死体の運搬



令和3年度に実施した農林水産省での防疫演習の様子。死体を埋却することを想定。

埋却（深く掘る必要）は困難。他のイノシシとの接触防止・消毒手法が必要。

5. 演習

(2) 演習の意義：具体的措置の内容について

★具体的措置内容の経験・現状認識・問題点等の把握

国も県も、だれも経験がない中で、どのように対応していくのか。
今起きるかもしれない中で、紙だけの検討で、もたついている暇はない。

今発生した場合も想定し、問題を洗い出し、よりよい対応ができるようにする必要がある。

このためには・・・

現場で課題を探って、問題を認識し、解決を目指す試行錯誤が必須。

最初から完成形を目指すのではなく、関係者皆で、考えて、より適切なものを作り上げていくことが重要。

今、対策が案の状況で、演習に取り組む意義は、極めて大きい。
具体化の第一版に反映

5. 演習

(3) 演習の意義：役割・責任の認識

- ・野生イノシシ対策においては、関係者が多岐にわたる。
- ・対応時には普段野生イノシシ対策への関与が低い部局も関わる。

感染拡大による死体増加を考えただけでも・・・

- ・廃棄物、悪臭・汚水等による生活環境問題
- ・野生動植物を含む自然環境問題（死体により希少野生動物含む生態系に影響）
- ・狩猟、森林、地下水・・・といった様々な影響



関係者が連携して対応することが重要

多くの分野の関係者が、個々の役割を認識することが、連携強化に繋がる。

演習は、これらを具体的に認識するために重要な機会である！！



6. ASF対策の具体化の経緯と今後の予定

